

鹿角市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

(平成 29 年 1 月改訂)

(令和 3 年 3 月改訂)

(令和 5 年 2 月改訂)

秋田県鹿角市

目 次

I. 方針の策定にあたって	
1. 策定の趣旨	1
2. 本計画の位置付け	2
3. 公共施設等の範囲	2
II. 公共施設等を取り巻く現状と課題	
1. 人口の将来見通し	3
2. 財政の状況	
(1) 歳入歳出の状況	4
(2) 投資的経費の状況	5
3. 施設の保有状況	
(1) 公共建築物の保有状況とその推移	6
(2) 公共建築物の建築年度別整備状況	8
(3) インフラ資産の保有状況とその推移	9
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	13
4. 維持管理コストの見通し	
(1) 将来更新費用の推計	14
(2) 1人当たりの将来負担コストの推計	23
(3) 財政の制約を加味した公共建築物の将来更新費用のシミュレーション	24
5. 過去に行った対策の実績	26
6. 現状や課題に関する基本認識	27
III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
1. 計画期間	28
2. 全庁的な取組体制の構築	28
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
(1) 基本方針	28
(2) 管理に関する方針	29
IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針	
1. 公共建築物に関する基本方針	31
2. インフラ資産に関する基本方針	34
V. フォローアップの実施方針	35
VI. 「新しい公会計」への対応	35

I. 方針の策定にあたって

1. 策定の趣旨

鹿角市は、1972 年に 3 町 1 村の合併により誕生し、市制施行以来、市民生活やサービスに欠かすことのできない公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の建設や整備を進めてきましたが、現在、公共建築物については、延床面積の約 50%が既に完成後 30 年以上を経過しています。

こうした公共施設等は老朽化が進むにつれ、今後の修繕等や更新需要が高まっていくことが予想されます。

これは本市に限らず、全国の自治体においても同様の課題となっています。

このような中、国においてはインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方公共団体に対しては「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）による「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

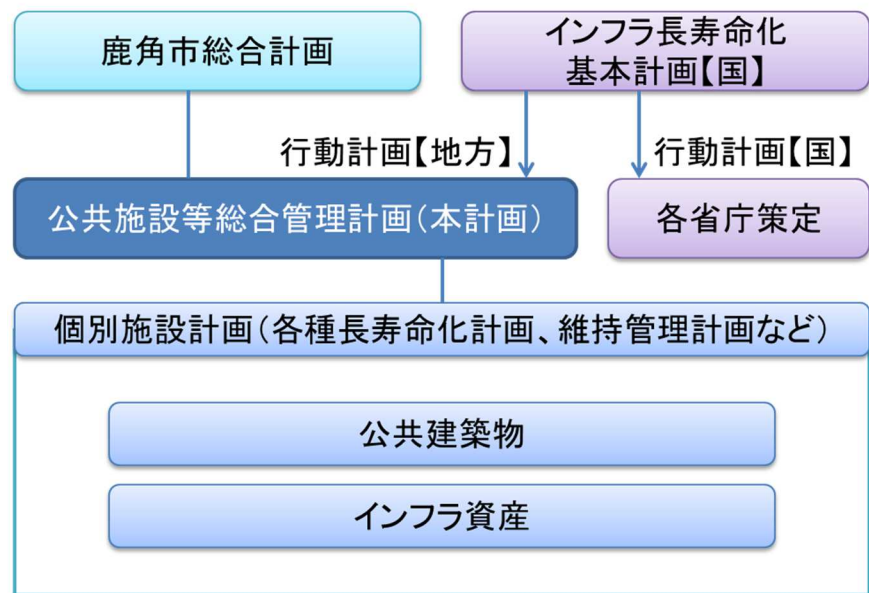
本市は、将来展望を持ち、適切な行財政運営を進めてきましたが、今後の人口減少等を踏まえ、施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、「鹿角市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定しました。

その後、国は平成 30 年 2 月及び令和 4 年 4 月に公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針を改訂し、各地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画について不断の見直しを実施し、順次充実させていくことを要請しています。このことから、国からの要請内容を踏まえた本計画の改訂を行い、引き続き公共施設等の適正管理を推進します。

2. 本計画の位置付け

本計画は、最上位計画である「鹿角市総合計画」との整合を図り、本計画の基本方針を全庁的な取組としたうえで、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、維持管理・更新等の管理を実施するものです。

図表 1

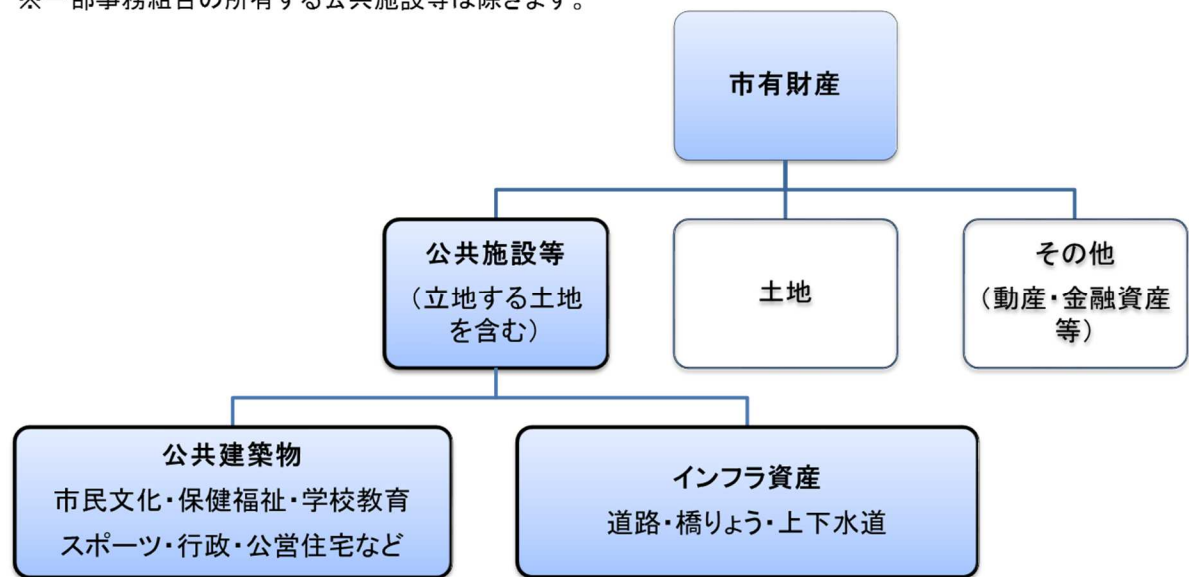


3. 公共施設等の範囲

本計画の対象範囲は、市有財産のうち公共施設等を対象とし、公共建築物とインフラ資産に区分します。

図表 2

※一部事務組合の所有する公共施設等は除きます。



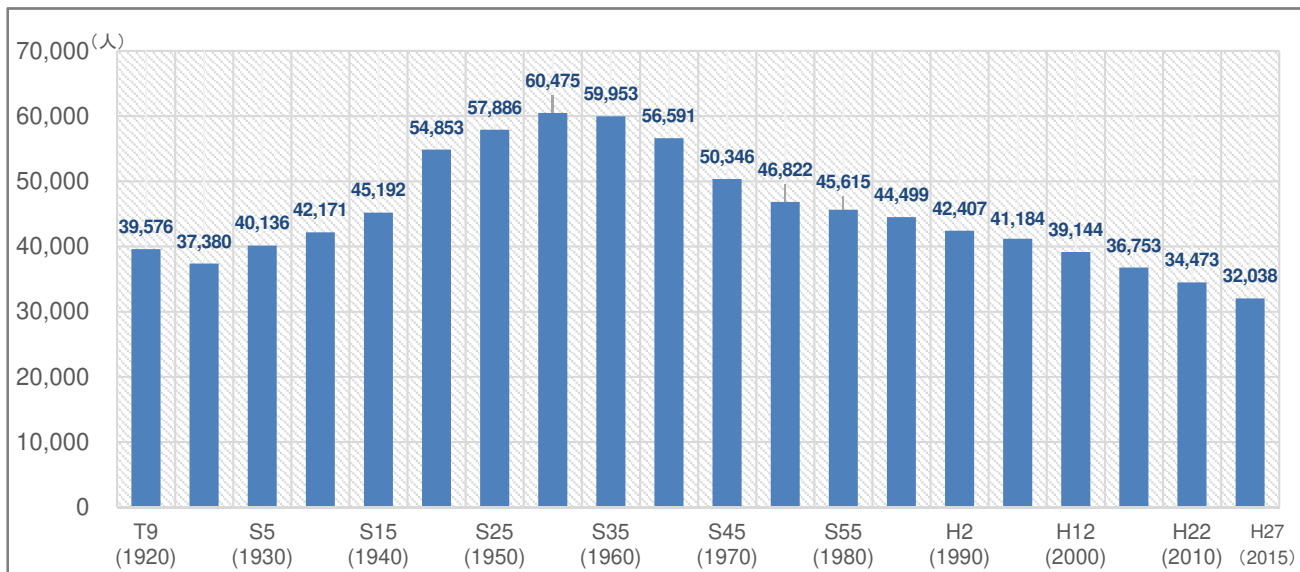
Ⅱ. 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 人口の将来見通し

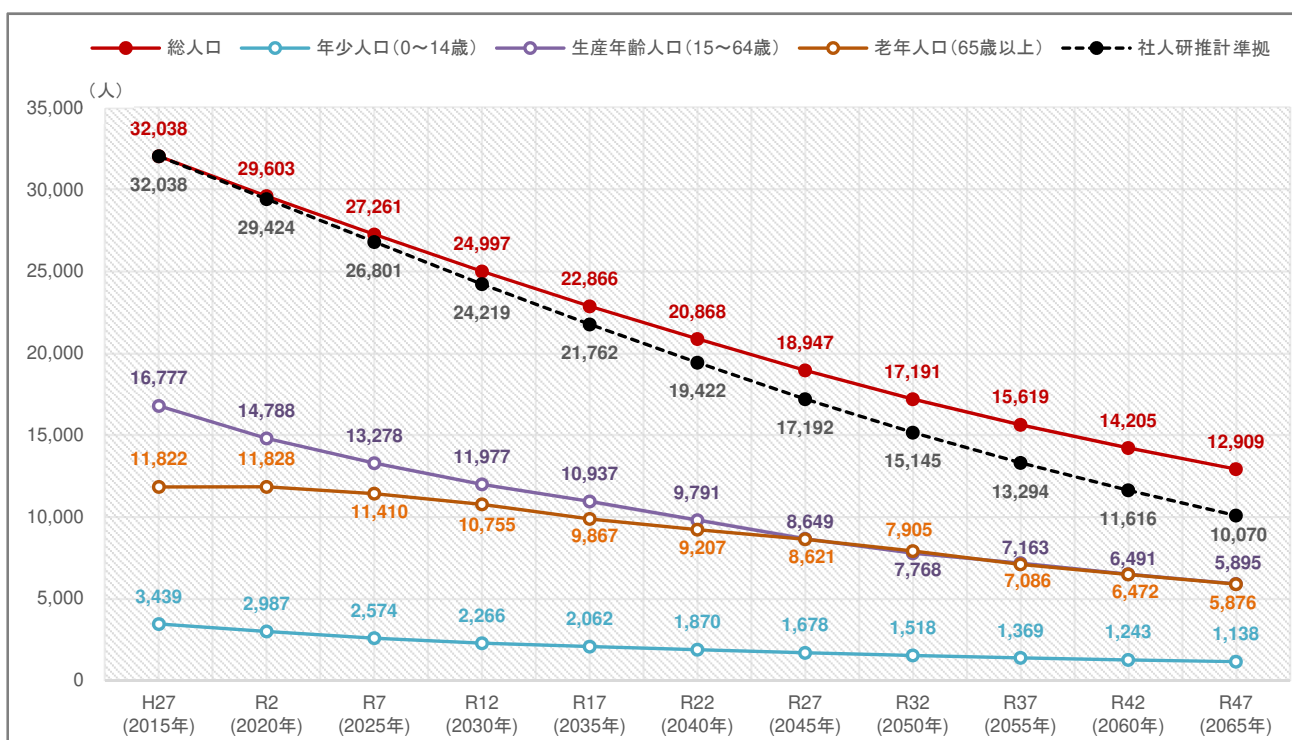
本市の人口は、1955 年の国勢調査人口 60,475 人（旧 4 町村合計）をピークに、1972 年の市制施行後も減少が続き、2015 年の国勢調査人口は 32,038 人となり、1995 年の同調査人口 41,184 人と比較すると、20 年間で 22.2%減少しています。

また、鹿角市人口ビジョン（2020 年改訂）では、2030 年の人口は 24,997 人、2040 年の人口は 20,868 人と推計しており、2015 年から 2040 年までの 25 年間で、34.9%減少すると展望しています。

図表 3 人口の推移（資料：総務省「国勢調査（大正 9 年～平成 27 年）」）



図表 4 鹿角市人口ビジョン（2020 年改訂）による人口の将来展望



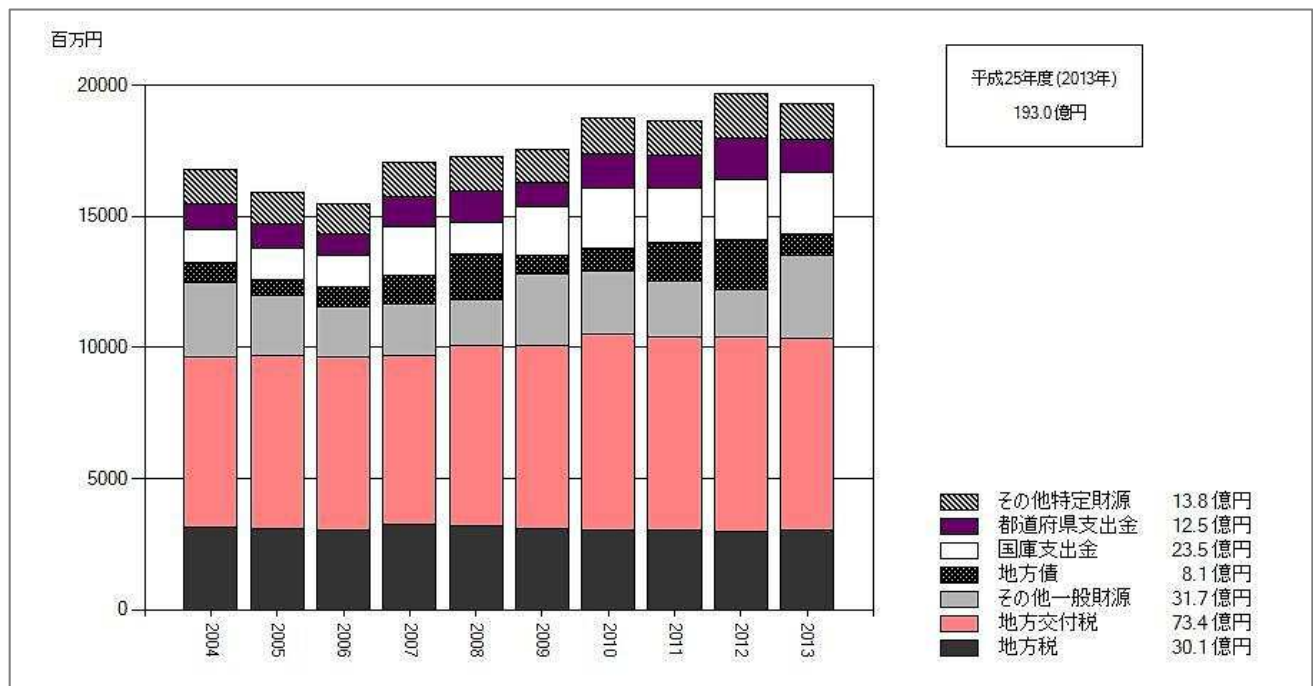
2. 財政の状況

(1) 歳入歳出の状況

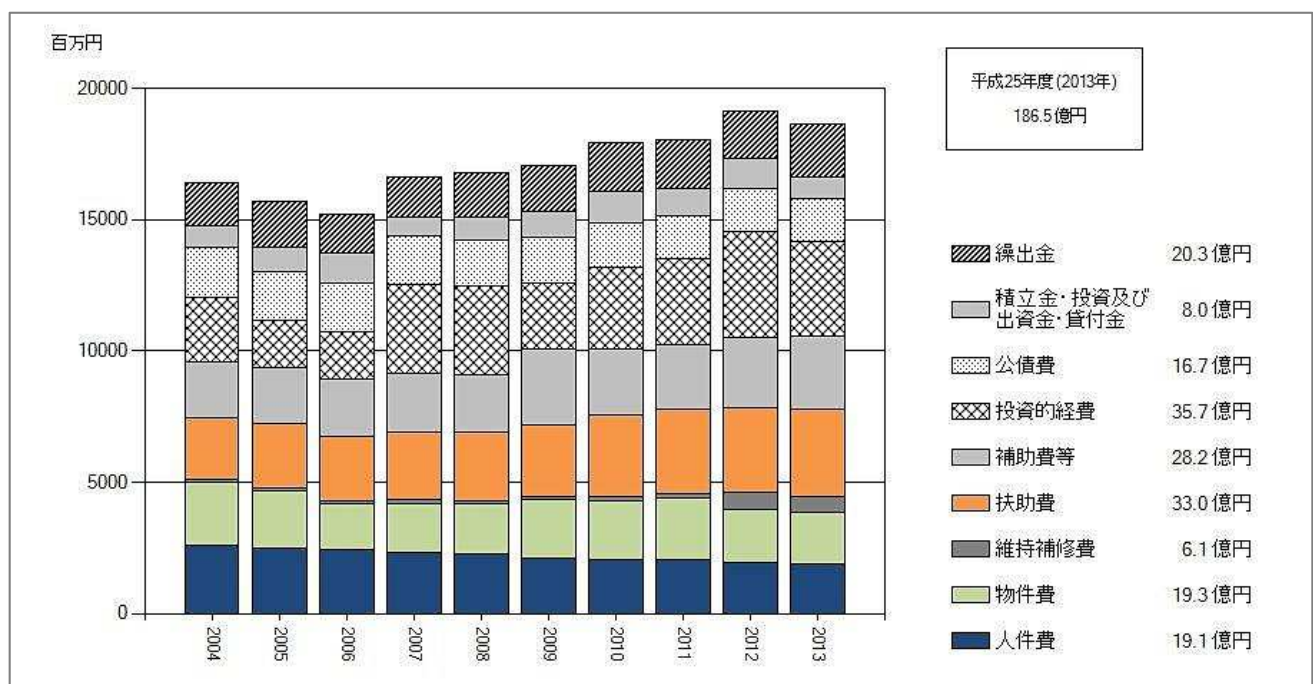
2013 年度における歳入決算額は 193 億円となっており、過去 10 年間で比較すると 2007 年度から増加傾向にあります。また、主な自主財源である市税については、概ね 30 億円で推移しています。

歳出決算額については、人件費は 2013 年度が 19.1 億円であり、2004 年度の 25.8 億円から抑制を図っています。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は 2013 年度が 68.8 億円となっており、扶助費が増加傾向にあることから、2004 年度の 68.2 億円と比較し増加しています。

図表 5 歳入決算額の推移（普通会計決算）



図表 6 歳出決算額の推移（普通会計決算）

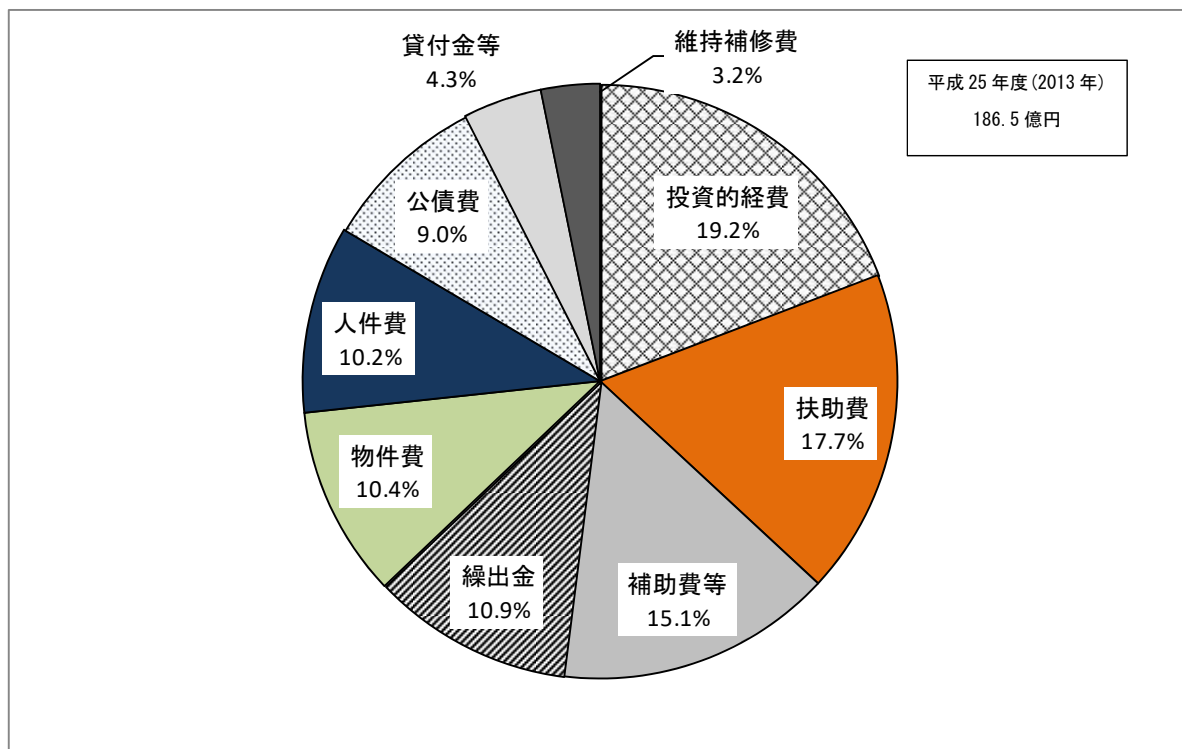


(2) 投資的経費の状況

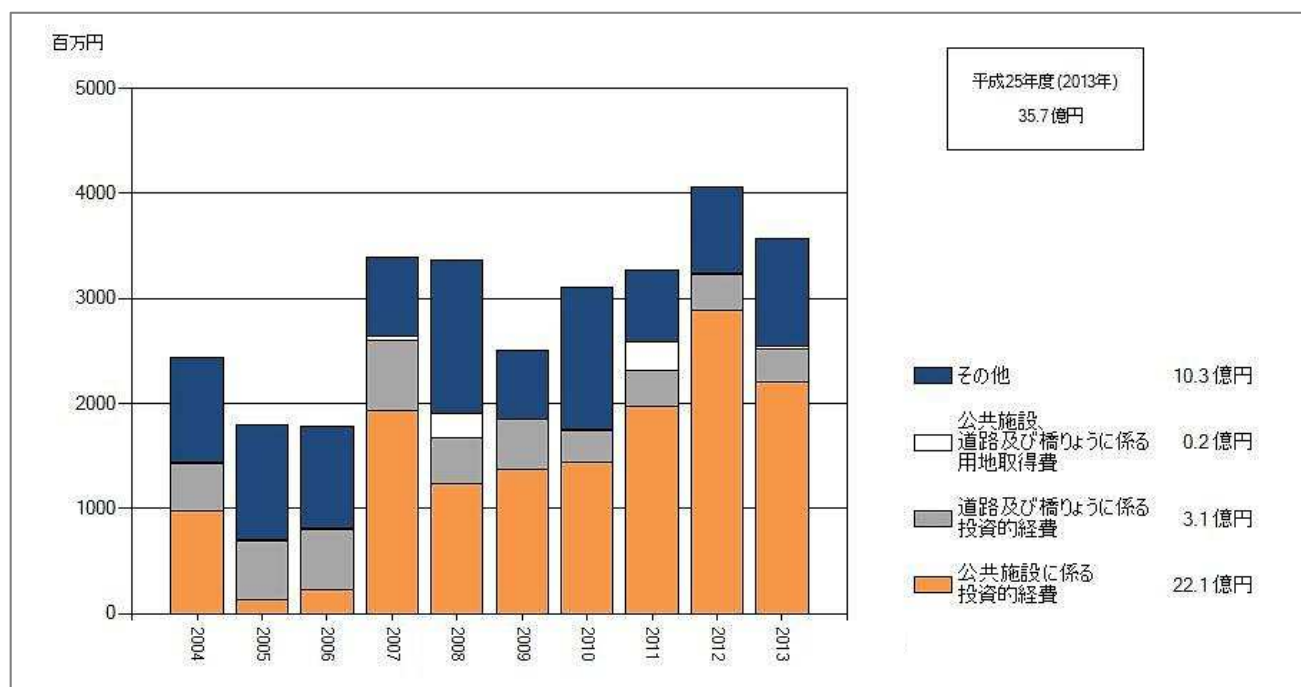
2013 年度の投資的経費は 35.7 億円で、2012 年度と比較して 11.9%の減少となり、歳出総額に占める割合は 19.2%となっています。

2009 年度以降は、大規模な普通建設事業があり増加しています。

図表 7 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）



図表 8 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



3. 施設の保有状況

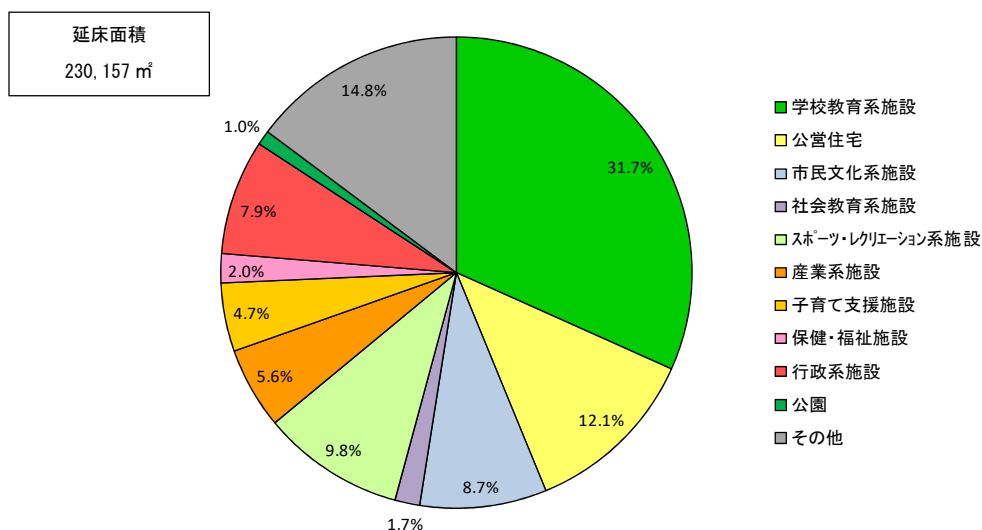
(1) 公共建築物の保有状況とその推移

2014 年度末現在で本市が所有する公共建築物の総延床面積は 230,157 ㎡で、2014 年 12 月末の住民基本台帳人口の 33,293 人に対する市民 1 人当たりの延床面積は 6.91 ㎡となっています。また、施設を類型別に分類すると、延床面積の割合は、学校教育系施設が最も多く全体の 31.7%を占めており、次いで公営住宅が 12.1%、スポーツ・レクリエーション系施設が 9.8%、市民文化系施設が 8.7%となっています。

図表 9 公共建築物の分類と延床面積

分類		主な施設等	延床面積 (㎡)
大分類	小分類		
学校教育系施設	小中学校	小学校9校、中学校5校	73,047
	その他教育施設	給食センター2施設	
公営住宅		市営住宅8団地	27,816
市民文化系施設	市民センター	市民センター7箇所、交流センター1箇所	20,103
	文化施設	文化ホール1箇所	
社会教育系施設	図書館施設	図書館2箇所	4,017
	博物館・資料館	出土文化財管理センター1館、郷土資料館2館	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合運動公園1箇所、野球場2箇所、スキー場2箇所、体育館6箇所、プール3施設	22,515
	観光商工施設	道の駅、鉱山歴史館、交流プラザなど6箇所	
産業系施設	農業振興施設	山村開発センター、地域活動センターなど6箇所	12,835
	生産育成施設	定期市場施設、ペコセンター、牛舎など	
子育て支援施設		幼稚園1箇所、保育園7箇所、児童クラブ8箇所	10,771
保健・福祉施設		高齢者・障がい者福祉施設5箇所、母子福祉施設1箇所、	4,503
行政系施設	庁舎等	本庁舎、支所5箇所	18,114
	その他行政系施設	消防団器具置場85箇所	
公園		都市公園24箇所	2,399
その他		公衆トイレ、バス停、普通財産貸付施設など	34,037
合 計			230,157

図表 10 分類別延床面積の割合



公共建築物について、固定資産台帳に基づく延床面積の把握が可能となった 2017 年度末と 2020 年度末の施設保有量（延床面積）を比較すると、学校教育系施設（小中学校）の統廃合などにより、維持管理を要する施設保有量は減少しています。

図表 11 施設類型別の施設保有量の推移（公共建築物）

単位：㎡

大分類	2017年度末	2020年度末	延床面積増減
学校教育系施設	74,299.88	63,379.67	-10,920.21
公営住宅	27,628.99	28,962.07	1,333.08
市民文化系施設	20,163.27	20,163.27	0.00
社会教育系施設	4,260.68	4,165.68	-95.00
スポーツ・レクリエーション系施設	26,940.82	28,639.21	1,698.39
産業系施設	11,745.14	10,936.02	-809.12
子育て支援施設	12,058.35	10,639.67	-1,418.68
保健・福祉施設	9,084.35	8,573.60	-510.75
行政系施設	15,778.50	15,301.56	-476.94
公園	862.93	856.39	-6.54
その他	30,180.40	30,832.85	652.45
合 計	233,003.31	222,449.99	-10,553.32

建築年度別の延床面積の分布をみると、1972 年度の市制施行以降に都市基盤の整備が進み、各小中学校や尾去沢地区の市営住宅、各地区の公民館など、1985 年度の市庁舎建設までの間に整備が集中しています。

1999年度からの10年間においては、老朽化が進んだ各地区の子育て支援施設の再編が進み、毛馬内、花輪、八幡平地区に一定規模の保育園が整備されています。

2014 年度には、新たな都市機能として文化ホールを持つ文化の杜交流館が整備され、図書館や市民センター、子育て支援など、各市民サービスの提供を統合した複合施設となっています。

本市が所有するこれらの公共建築物について、一般的に大規模改修を行う目安とされる築 30 年以上を経過した建物の延床面積は 2014 年度時点において 104,070 m²と全体の 46.5%となっています。

延床面積(㎡)

- 23.0万㎡
- 6.91㎡/人
- 旧耐震基準(1981年以前) 75,274㎡ 33.6%
- 新耐震基準(1982年以降) 148,557㎡ 66.4%
- 建築年度不明 6,326㎡

30年以上経過(昭和60年以前) 104,070㎡(46.5%)

経過30年未満(昭和61年以降) 119,761㎡(53.5%)

人口(人)

学校・公営住宅・公民館 産業・スポーツ 保育園再編

建替え需要

建築年度不明

施設種別

- 人口
- 市民文化施設
- 学校教育施設
- 公営住宅
- スポーツ・レクリエーション施設
- 子育て支援施設
- 社会教育施設
- 産業系施設
- 公園
- 保健・福祉施設
- 行政系施設
- その他

(3) インフラ資産の保有状況とその推移

インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）については、施設毎に次の保有状況となっており、下水道を除く施設のほとんどが一般的な耐用年数とされる 40～60 年を間もなく迎え、今後、更新需要が高まることが予想されます。

①道路

2021 年度末現在の市道の路線数は 2,158 路線で、実延長は約 1,005 km、舗装率は 53.8%です。

図表 13 道路の総量（実延長と整備面積）・推移

道路種別	実延長(m)		道路面積道路部 (㎡)	
	2013年度	2021年度	2013年度	2021年度
1級(幹線)市道	128,831	128,830	900,837	904,864
2級(幹線)市道	59,112	59,164	342,428	343,967
その他の市道	815,183	817,526	3,460,223	3,487,867
合計	1,003,126	1,005,520	4,703,488	4,736,698

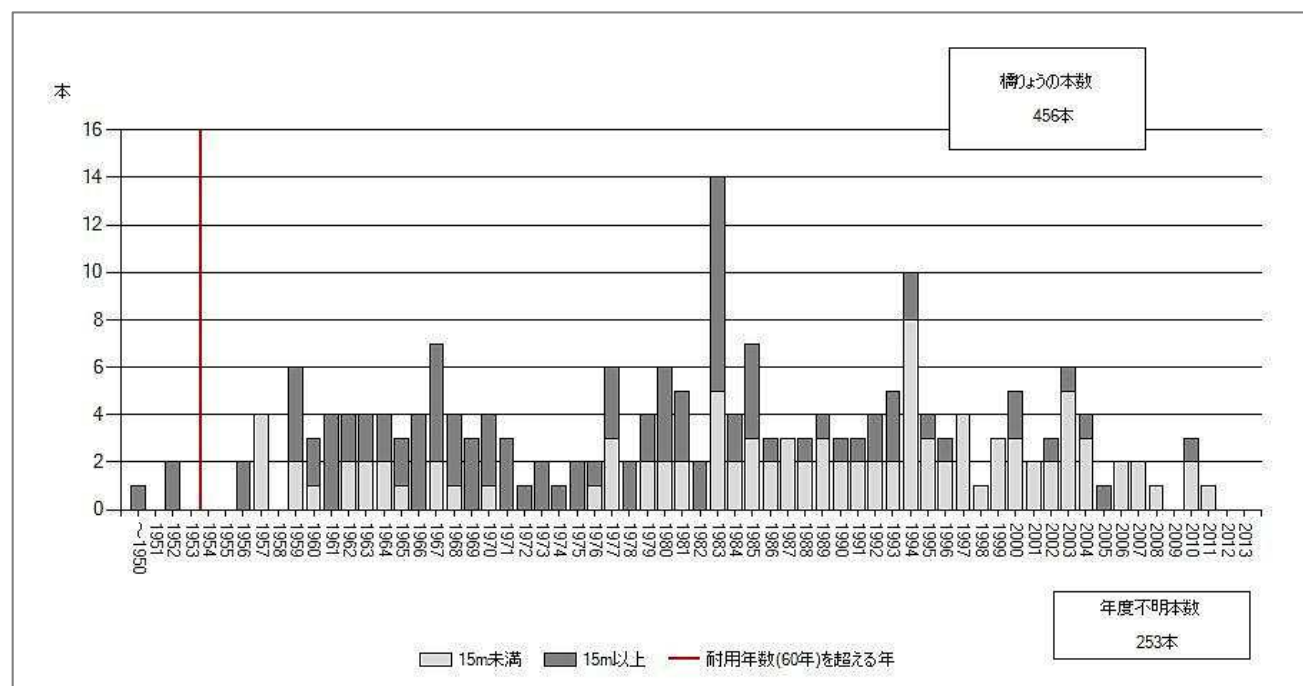
②橋りょう

2021 年度末現在の橋りょう数については、総数 439 本、実延長 6,136m、総面積 32,792 ㎡で、単年度では 1983 年度の東北自動車道の建設工事に伴う整備数が最も多くなっていますが、今後順次、耐用年数である 60 年を迎えるため、更新需要が高まることが予想されます。

図表 14 橋りょうの総量（本数、実延長、整備面積）・推移

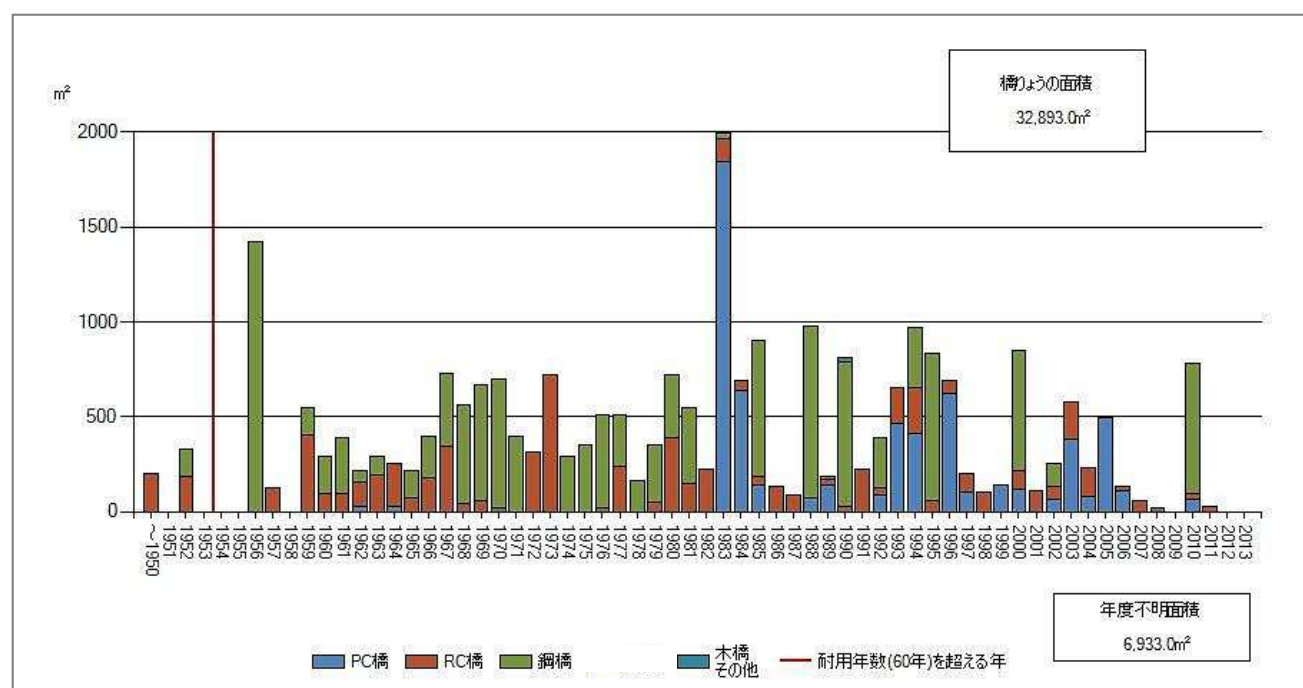
項目別総量		2013年度	2021年度
本数(本)		456	439
橋長実延長(m)		6,178	6,136
面積 (㎡)	PC橋	6,289	6,458
	RC橋	12,821	12,716
	鋼橋	13,708	13,565
	木橋・その他	75	53
	合計	32,893	32,792

図表 15 橋りょうの年度別整備数



橋りょうを構造別に見ると、今後約 20 年間は鋼橋やRC 橋（鉄筋により補強するコンクリート橋）の更新需要が続きますが、その後はPC 橋（鋼線を用いて補強するコンクリート橋）の更新需要が加わります。

図表 16 橋りょうの構造別年度別整備面積



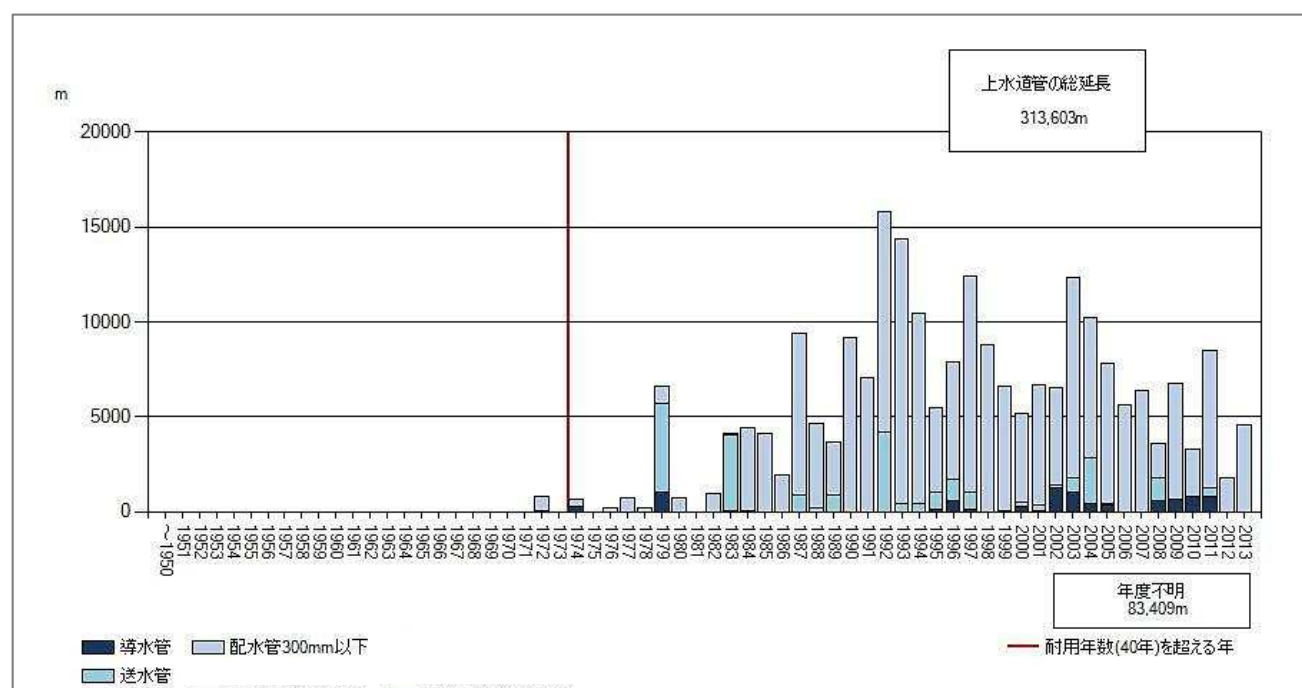
③上水道管

上水道管については、公共建築物に比べ短期間で整備されてきており、今後、1984年度以降に整備された配水管の更新需要が集中することが予想されます。

図表 17 上水道管の総量・推移

上水道管種別	実延長(m)	
	2013年度	2021年度
導水管	8,585	10,326
送水管	24,030	36,151
配水管	280,988	307,291
合計	313,603	353,768

図表 18 上水道管の年度別整備延長



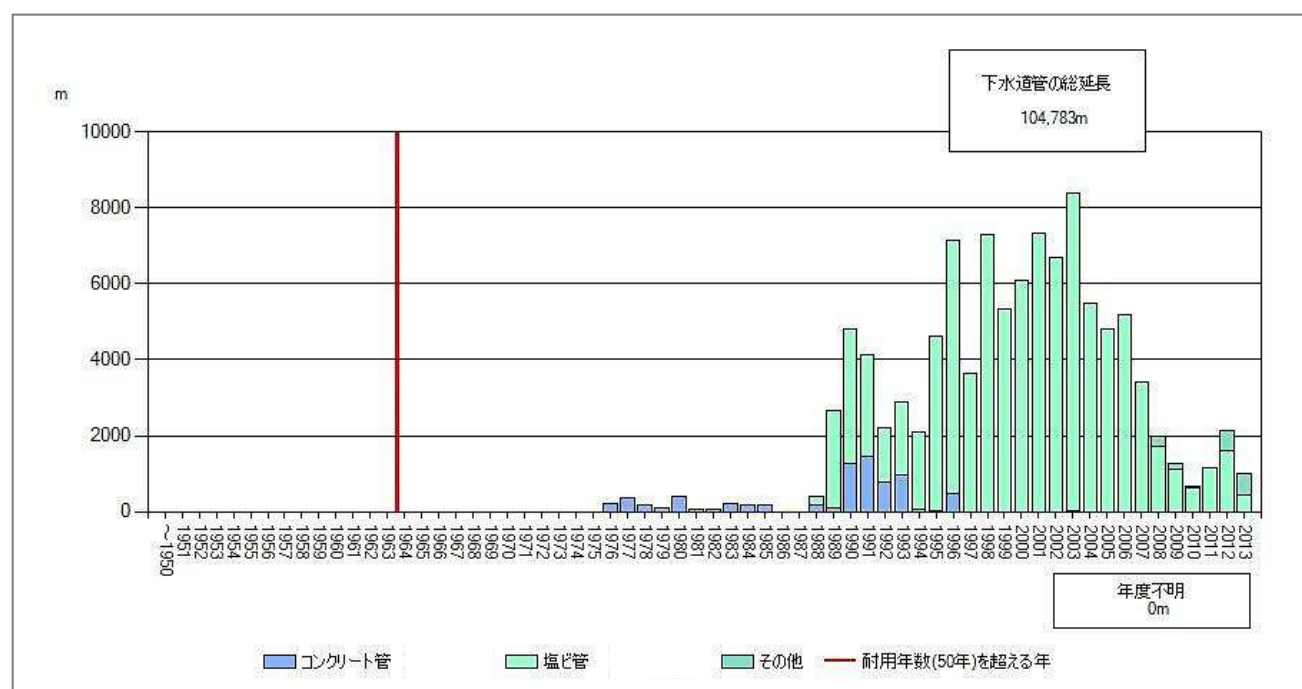
④下水道管

下水道管については、他のインフラ資産に比べ主に 1989 年度以降に整備されてきた施設であるため、更新需要を迎えるのは 2040 年頃となりますが、耐用年数を超える時期を迎えると更新時期が集中すると予想されます。

図表 19 下水道管の総量・推移

下水道管種別	実延長(m)	
	2013年度	2021年度
コンクリート管	7,265	7,265
塩ビ管	95,957	101,118
その他	1,561	3,763
合計	104,783	112,146

図表 20 下水道管の年度別整備延長



(4) 有形固定資産減価償却率の推移

本市における有形固定資産減価償却率の推移は以下のとおりです。

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産について、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを示す指標です。

有形固定資産減価償却率は、直接的な施設の老朽度や安全性を示すものではありませんが、使用期間が法定耐用年数に近づく施設が増加するにつれ、本比率が上昇することが予想されます。

図表 21 有形固定資産減価償却率（％）の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
鹿角市	59.5	60.7	62.0	62.9	64.0
類似団体平均	58.3	59.6	60.8	61.0	63.0

※類似団体とは、行政機能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果、同じ類型に属する団体（「財政状況資料集」総務省）

4. 維持管理コストの見通し

(1) 将来更新費用の推計

①試算の前提条件

総務省から提供されている試算ソフトを活用し、2014年度から2053年度までの40年間にわたり、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要なコストを試算しました。

試算の前提として、下記の更新単価表を用いて各資産のコストを推計するとともに、過去5年間(2009年度から2013年度)の投資的経費の平均値と比較します。

なお、仮定条件として建物の耐用年数は60年とし、築30年で大規模改修、築60年で建替えを行うものとします。

また、試算の時点で築31年以上50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行い、築60年を超えている施設については、今後10年間で均等に建替えを実施するものと仮定し推計します。

図表 22 推計に用いる更新単価表

対 象	区 分		根 拠
公共建築物	更新期間	60年	「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)の標準値
	更新単価	28～40万円/㎡	先進地方公共団体の調査実績、設定単価(解体費、仮移転費用、設計料を含む)
	改修期間	30年	標準的な付属設備の耐用年数(15年)×2回
	改修単価	更新単価の6割	一般的大規模改修単価(5～6割)
道路	更新期間	15年	「平成17年度国土交通白書」・一般的供用寿命
	更新単価	一般道路4,700円/㎡ 自転車歩行者道2,700円/㎡	「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議) 道路打ちかえ工㎡単価(土木工事費積算基準)
橋りょう	更新期間	60年	法定耐用年数
	更新単価	PC橋・RC橋・木橋その他425千円/㎡ 鋼橋500千円/㎡	「道路橋年報」(日本道路協会) 不明の場合は平均的単価
上水道	更新期間	40年	法定耐用年数
	更新単価	導水管・送水管300mm未満 100千円/m 導水管・送水管300～500mm未満 114千円/m 配水管50mm～150mm以下 97千円/m 配水管200mm以下 100千円/m 配水管250mm以下 103千円/m 配水管300mm以下 106千円/m	「水道統計調査」(厚生労働省)
下水道	更新期間	50年	法定耐用年数
	更新単価	管径～250mm 61千円/m 管径251mm～500mm 116千円/m 管径501mm～1,000mm 295千円/m 管径1,001mm～2,000mm 749千円/m 管径2,001mm～3,000mm 1,680千円/m	「流域別下水道整備総合計画調査指針」

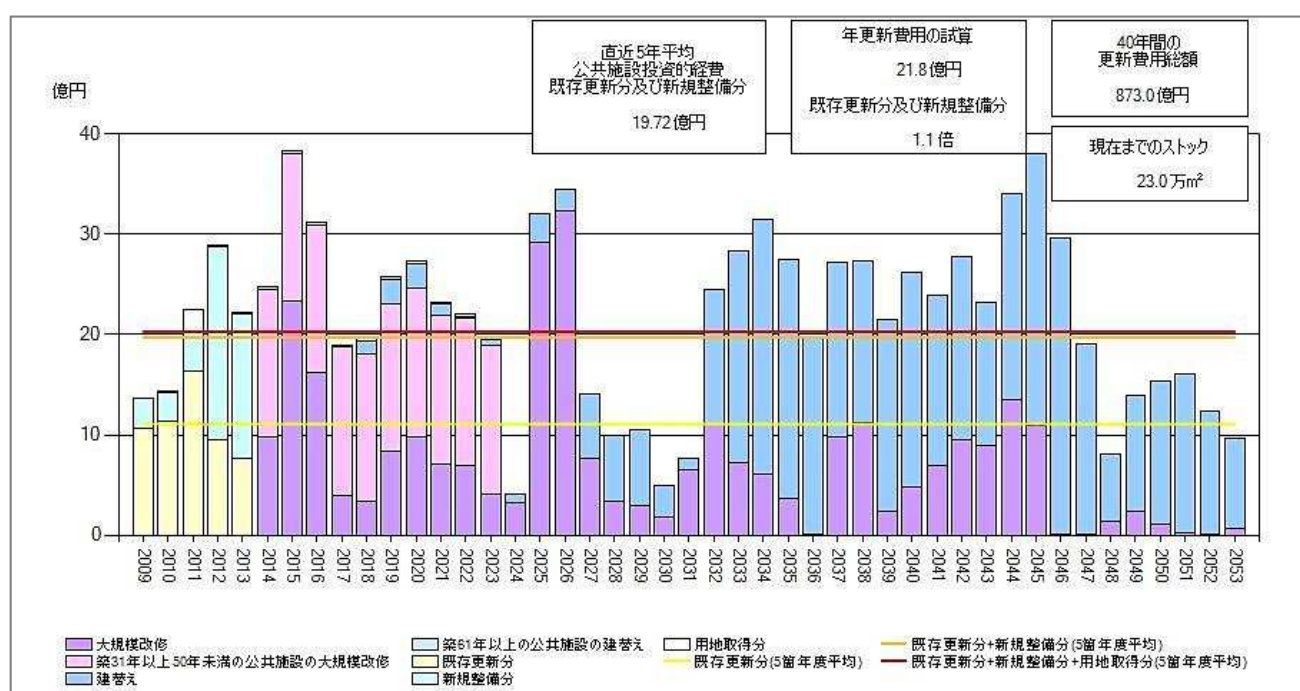
②公共建築物における将来更新費用の推計

公共建築物の過去の投資的経費（既存更新分＋新規整備分）実績値は、年平均 19.72 億円となっており、用地取得分を加えると 20.3 億円となります。

2053 年度まで、このまま公共建築物を全て保有することを前提に更新費用を試算したところ、総額で 873 億円、年平均 21.8 億円となるため、更新に充てる投資的経費はこれまでの 1.1 倍が必要となります。

また、2026 年度頃までは大規模改修が主な更新需要になりますが、2032 年以降は築 60 年を経過した建築物の建替え需要が高まり、投資的経費の平均を上回る状況が続くものと推計されます。

図表 23 公共建築物全体における更新費用の推計



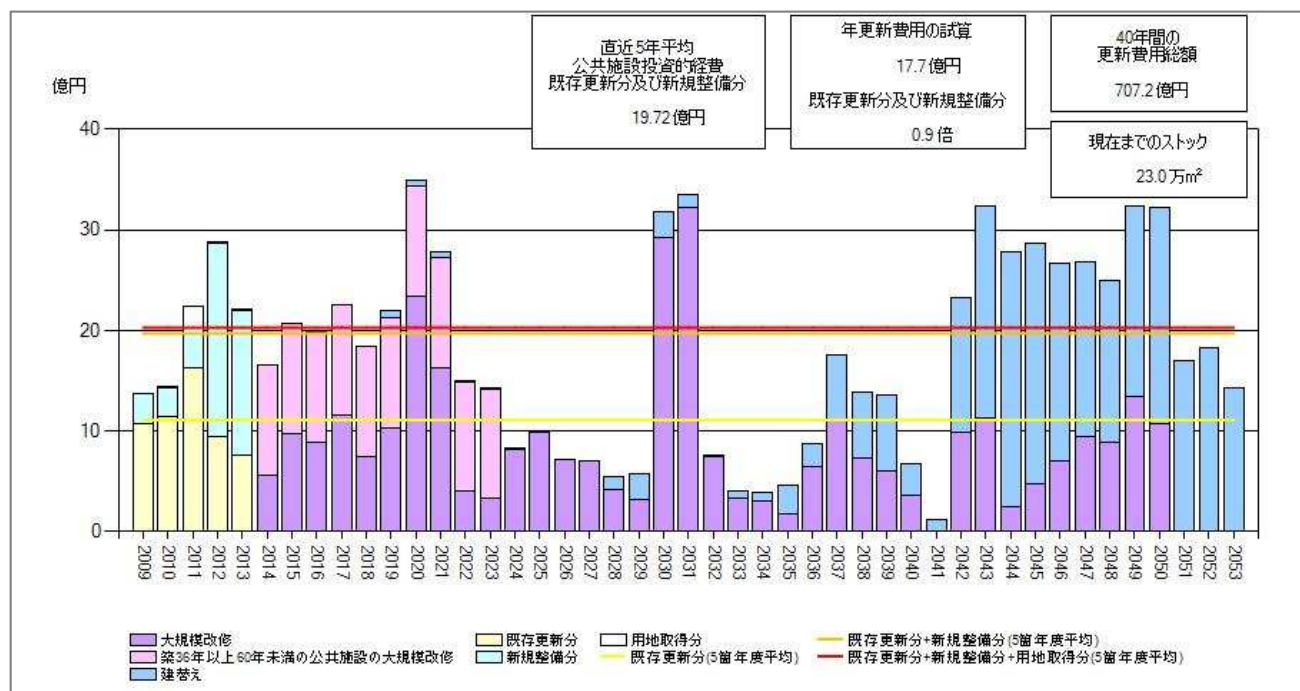
③公共建築物における長寿命化対策を反映した場合の更新費用の推計及び対策の効果額

既存施設の長寿命化を図り、耐用年数を超えて良好な状態で使い続ける場合の将来更新等費用を推計（施設総量等は図表 23 の推計条件と同様とする。）すると、公共建築物の更新に係る費用は総額 707.2 億円で、年平均では 17.7 億円の見込みとなります。

長寿命化対策を反映した場合の年平均更新費用の試算結果と、図表 23 で推計した年平均更新費用（21.8 億円）を比較すると、長寿命化対策の効果とみなすことができる費用の差は 4.1 億円となり、長寿命化対策によって更新等に係る投資的経費が平準化される見込みとなります。

しかし、図表 23 においては 2032 年以降に建替え需要の高まりが表れていたものが、図表 24 では 2042 年以降に先送りされていることから分かるように、施設の長寿命化には限りがあるため、いずれは施設を更新するか否かの判断が必要となります。

図表 24 公共建築物において長寿命化対策を反映した場合の更新費用の推計

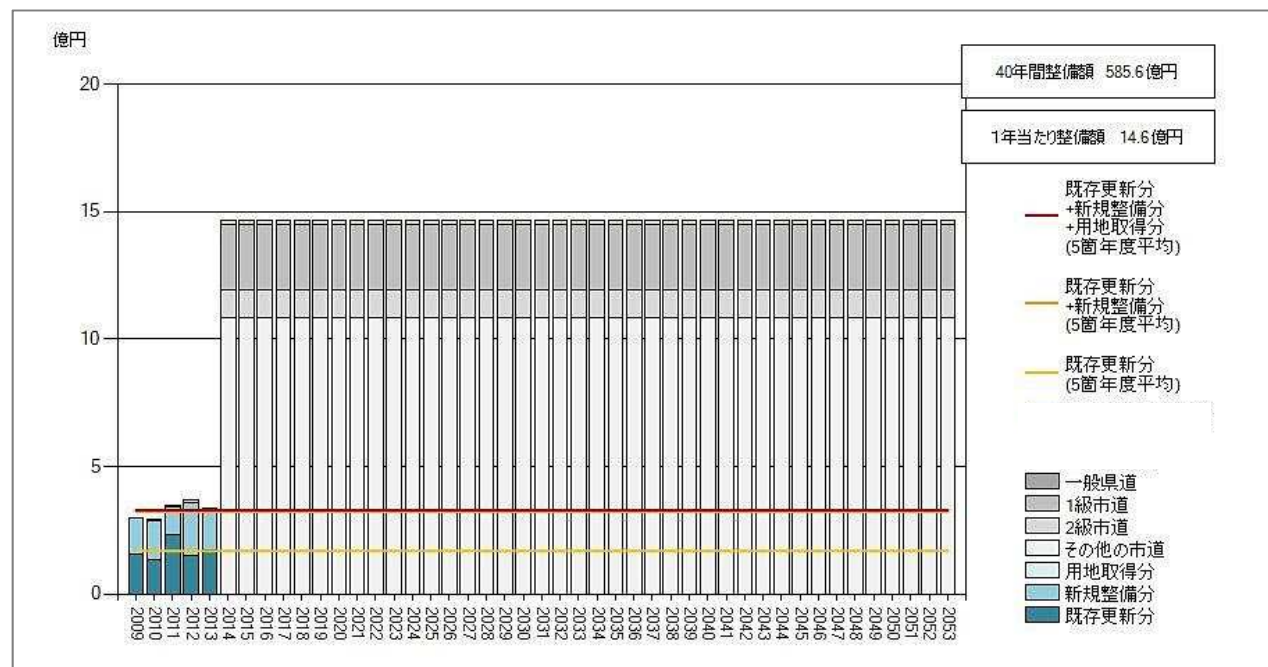


④インフラ資産における将来更新費用の推計

ア. 道路

道路の総量に対する更新費用を試算すると、2053 年度までの整備額は 585.6 億円となり、1 年当たり 14.6 億円となります。過去の投資的経費の年平均は 3.29 億円であるため、1 年当たり 11.31 億円の追加費用が必要と試算されます。

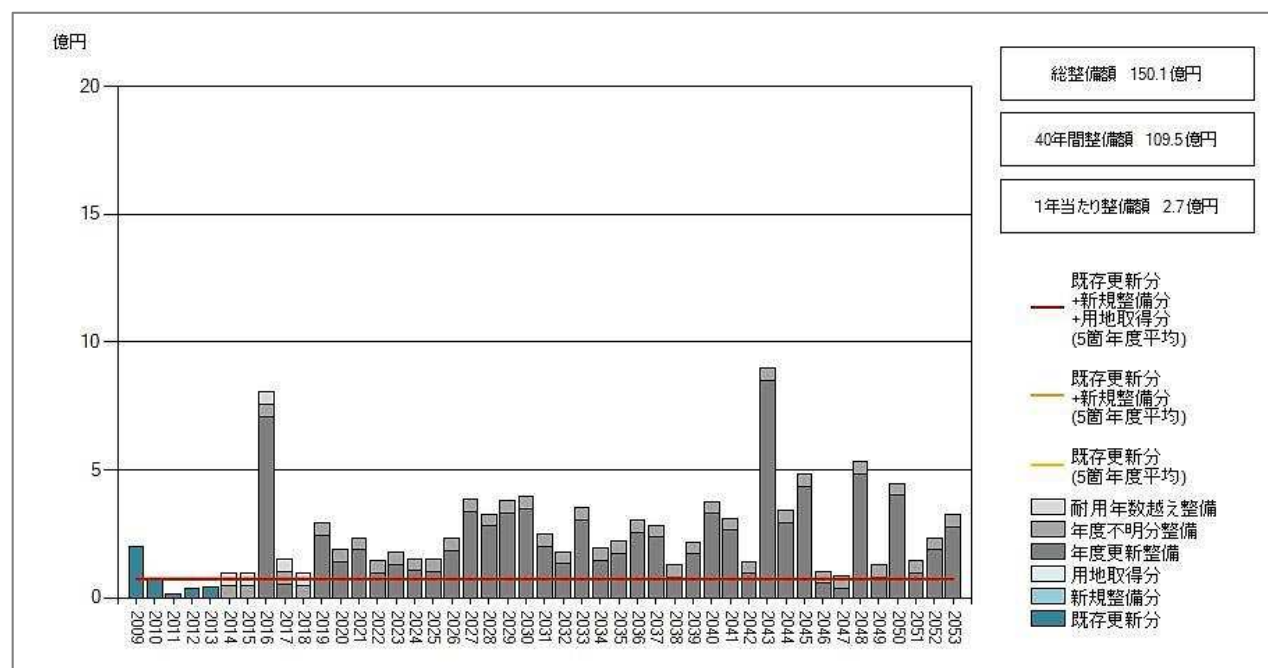
図表 25 道路の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの 2053 年度までの整備額は 109.5 億円となり、1 年当たり 2.7 億円となります。過去の投資的経費の年平均は 0.74 億円であるため、1 年当たり 1.96 億円の追加費用が必要と試算されます。

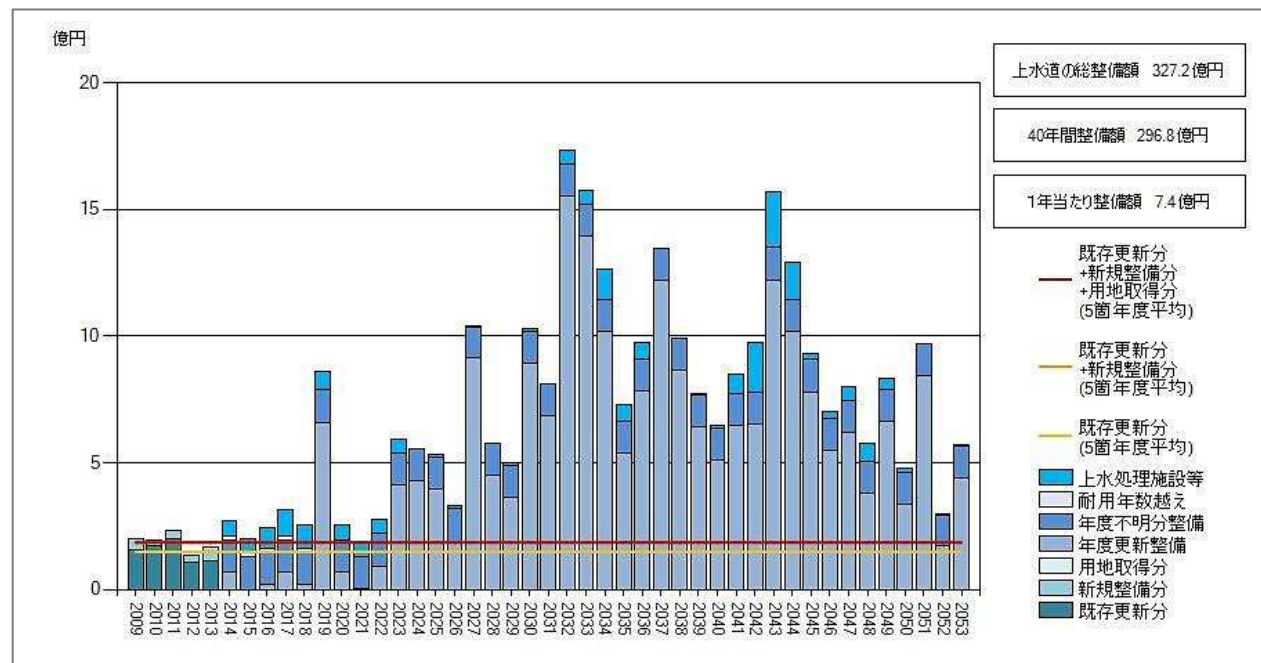
図表 26 橋りょうの更新費用の推計



ウ. 上水道

上水処理施設や上水道管の 2053 年度までの整備額は 296.8 億円となり、1 年当たり 7.4 億円となります。過去の投資的経費の年平均は 1.85 億円であり、1 年当たり 5.55 億円の追加費用が必要と試算されます。

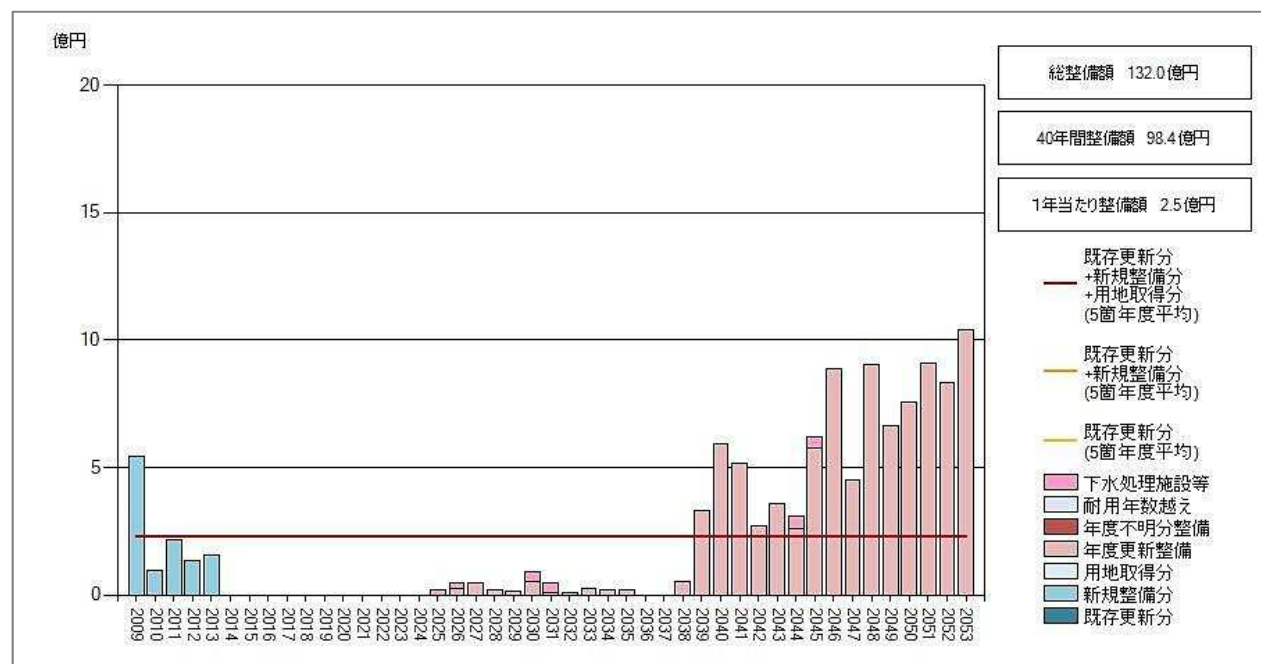
図表 27 上水道の更新費用の推計



エ. 下水道

下水処理施設や下水道管の 2053 年度までの整備額は 98.4 億円となり、1 年当たり 2.5 億円となります。過去の投資的経費の平均は 2.3 億円であり、1 年当たり 0.2 億円の追加費用が必要と試算されます。

図表 28 下水道の更新費用の推計



オ. インフラ資産全体における将来更新費用の推計

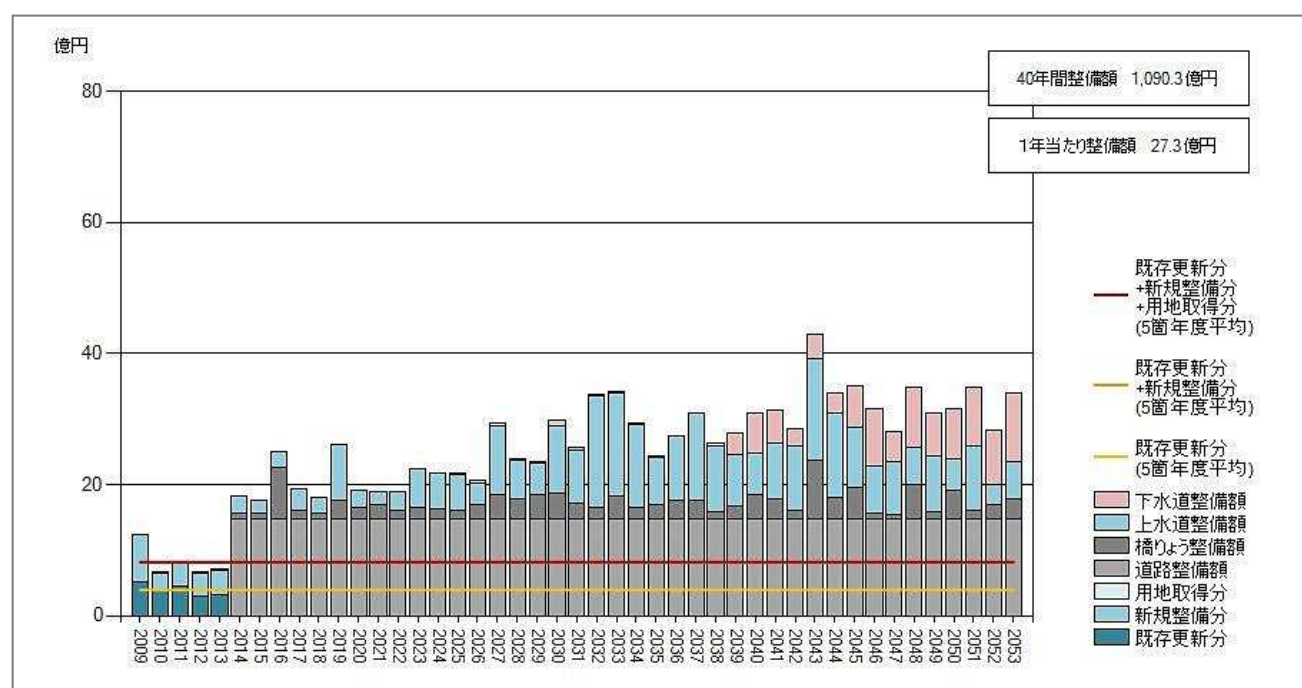
インフラ資産全体における 2053 年度までの整備額は 1,090.3 億円となり、1 年当たり 27.3 億円となります。

過去の投資的経費の年平均は 8.17 億円であり、1 年当たり 19.13 億円の追加費用が必要と試算されます。

上・下水道施設においては、整備状況の成熟度合いから新規の投資拡大は想定されないものの、過去の設備投資の多くが他の公共建築物よりも短期間に行われたこともあり、より短期間でその更新時期を迎え、2039 年度以降には下水道施設の更新需要が加わることから、インフラ資産の更新需要は年々増加する傾向にあることが想定されます。

このように、インフラ資産全てを更新していくためには、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

図表 29 インフラ資産全体における更新費用の推計



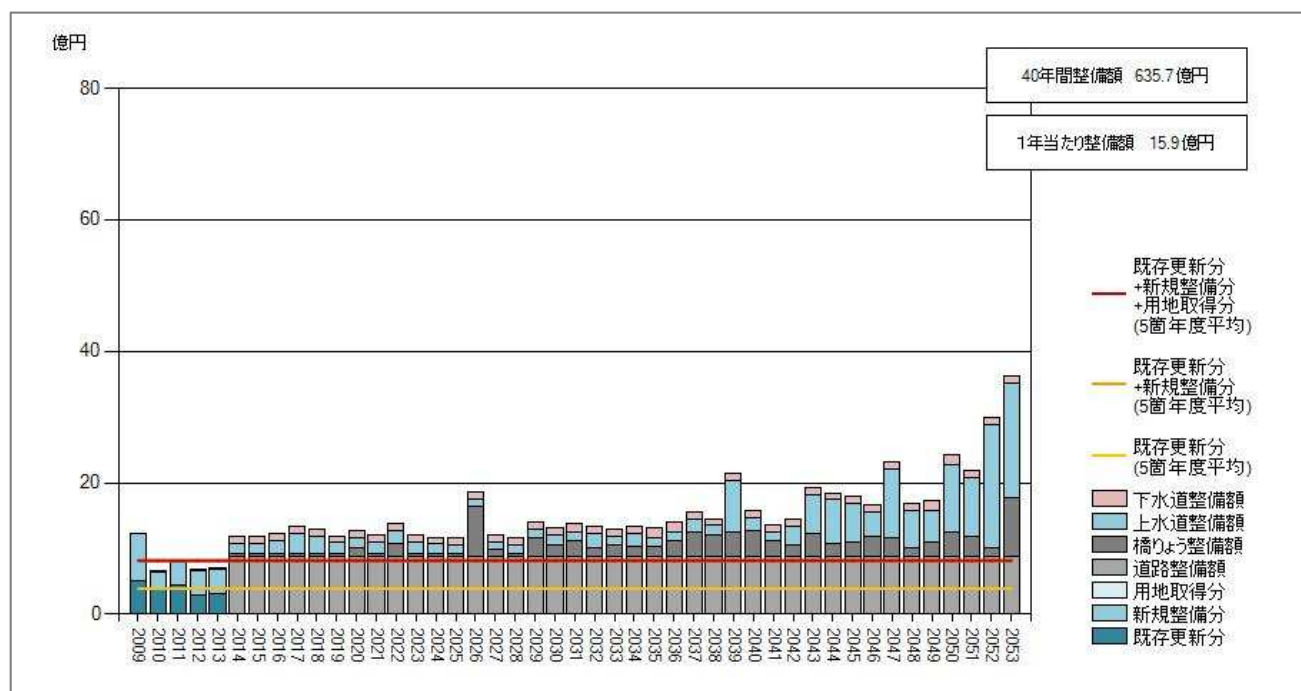
⑤インフラ資産全体における長寿命化対策を反映した場合の更新費用の推計及び対策の効果額

既存のインフラ資産について、維持管理における実態に合わせて長寿命化を図り、耐用年数を超えて良好な状態で使い続ける場合の将来更新等費用を推計（施設総量等は図表 29 の推計条件と同様とする。）すると、インフラ資産全体の更新に係る費用は総額 635.7 億円で、1 年当たり整備額は 15.9 億円となります。

長寿命化対策を反映した場合の 1 年当たり整備額の試算結果と、図表 29 で推計した試算結果（27.3 億円）を比較すると、長寿命化対策の効果とみなすことができる 1 年当たり整備額の差は 11.4 億円となり、長寿命化対策によって更新等に係る投資的経費が平準化される見込みとなりますが、平準化されてもなお、インフラ資産全体に対する過去の投資的経費の年平均（8.17 億円）を上回っています。

インフラ資産は市民生活を支えるライフラインであることから、財政負担の平準化等を考慮しながらも、点検による危険箇所の早期発見や老朽化の度合いによって優先順位をつけた補修及び更新などの対策を講じ、安全性や機能性を維持することが必要です。

図表 30 インフラ資産全体において長寿命化対策を反映した場合の更新費用の推計



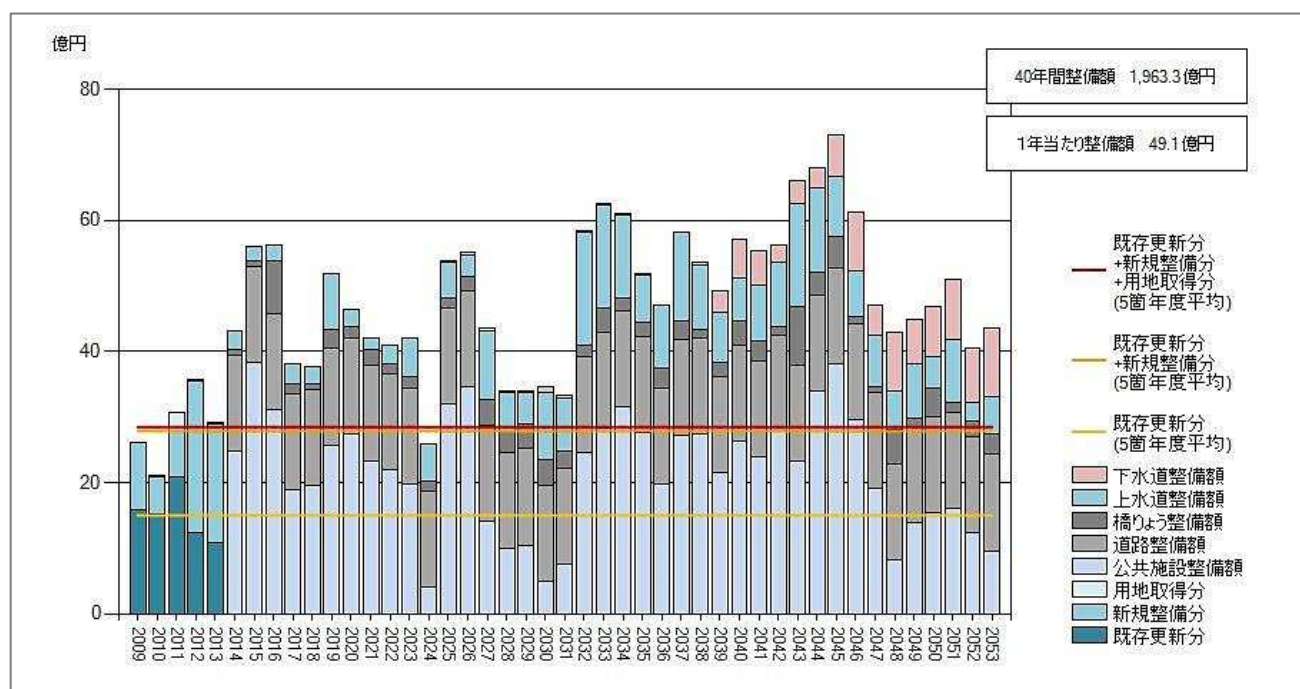
⑥公共施設等（全体）の将来更新費用の推計

公共施設等（全体）の将来負担を推計すると、2053 年度までの整備額は 1,963.3 億円となり、1 年当たり 49.1 億円となります。

過去の投資的経費の年平均は 28.47 億円であり、1 年当たり 20.63 億円の追加費用が必要と試算されます。これは、これまでの投資的経費の約 1.72 倍になります。

特にインフラ資産については、都市基盤として縮小を進めていくことは難しいため、増大していく更新需要が課題となります。

図表 31 公共施設等（全体）の更新費用の推計

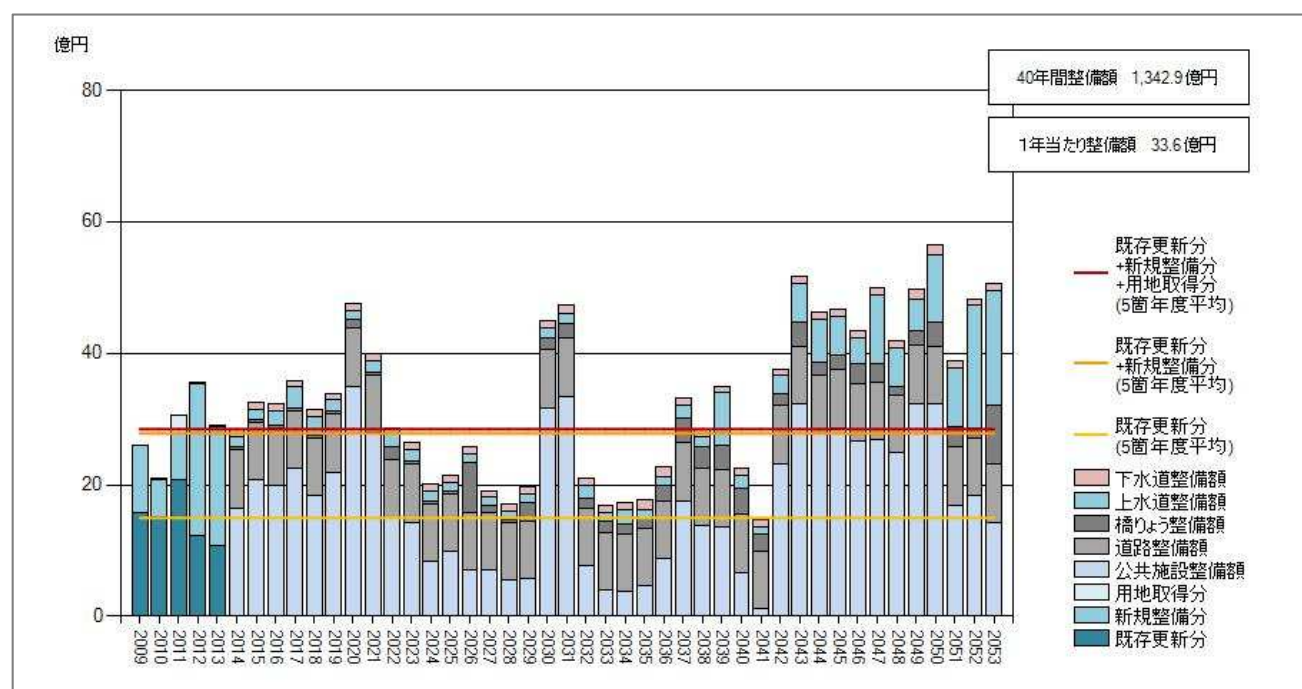


⑦公共施設等（全体）における長寿命化対策を反映した場合の更新費用

公共施設等（全体）について、長寿命化対策を反映した場合の将来負担を推計すると、2053 年度までに要する整備額は総額 1,342.9 億円で、1 年当たり整備額は 33.6 億円となります。

今回の試算では、長寿命化対策を反映した場合、試算期間中の更新等に係る整備費用が平準化される結果となりましたが、既存施設に対する過去の投資的経費の実績を上回ることから、長寿命化対策を講じたとしても、現在の施設総量すべてを維持するには多額の財政負担を要すると予想されます。

図表 32 公共施設等（全体）について長寿命化対策を反映した場合の更新費用の推計



(2) 1人当たりの将来負担コストの推計

市民1人当たりの負担額を推計すると、過去5年間の投資的経費については、既往実績として年平均28.47億円であるため、市民1人当たりの負担額は約88,900円となります。

2053年度まで一切の新規整備を行わず、これまで整備した公共施設等（全体）について、維持更新のみを行うとすると、将来更新費用は年平均49.1億円と試算されるため、鹿角市人口ビジョンで展望した人口を用いて市民1人当たりの負担額を試算すると約314,400円となり、既往実績と比較し3.54倍となります。

区分別にみると、公共建築物が2.20倍、道路が9.08倍、橋りょうが7.52倍、上水道が8.17倍、下水道では2.22倍となります。

図表 33 人口減少による市民1人当たりの負担額の推計

人 口	①既往実績		②2053年度までの推計		B/A(倍)
	32,038人		15,619人		
区 分	単年平均		単年平均		
	投資的経費	市民1人当たりA	将来更新費用	市民1人当たりB	
公共建築物	20.30億円	63,400円	21.80億円	139,600円	2.20
道 路	3.29億円	10,300円	14.60億円	93,500円	9.08
橋りょう	0.74億円	2,300円	2.70億円	17,300円	7.52
上水道	1.85億円	5,800円	7.40億円	47,400円	8.17
下水道	2.30億円	7,200円	2.50億円	16,000円	2.22
合計	28.47億円	88,900円	49.10億円	314,400円	3.54

※人口の算出根拠

①総務省「国勢調査」(2015年)

②鹿角市人口ビジョン(令和2年(2020年)改訂)の将来展望(2055年)

(3) 財政の制約を加味した公共建築物の将来更新費用のシミュレーション

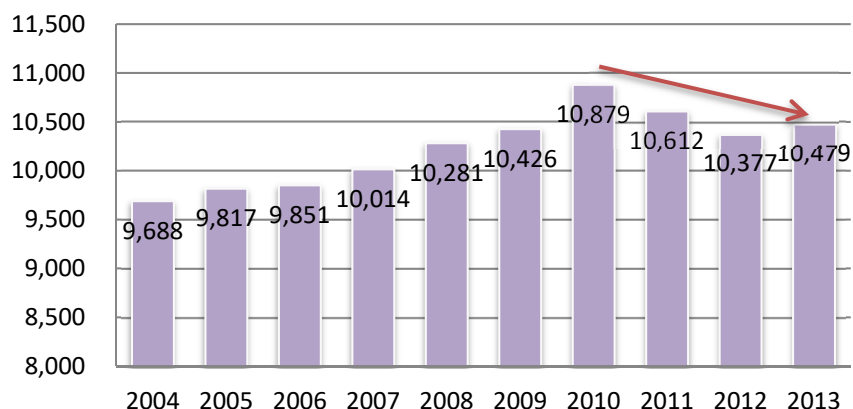
① 将来的な投資的経費の縮小

公共建築物における総量縮減の推計にあたり、将来的な投資的経費の縮小を仮定します。

図表 34 は 2004 年度から 2013 年度の標準財政規模の推移ですが、2010 年度の 108.79 億円をピークに、2013 年度では約 4% 縮小しています。

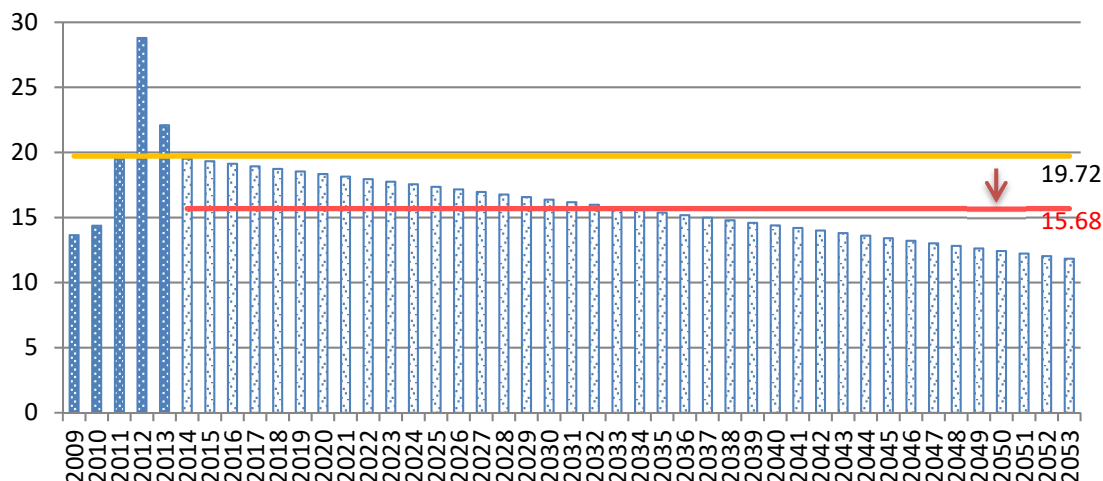
図表 35 は公共建築物に関わる投資的経費の減少見込みです。2009 年度から 2013 年度の投資的経費の実績値は年平均 19.72 億円となっていますが、標準財政規模の縮小を目安として、将来的に投資的経費も毎年約 1% 減少していくと仮定すると、2053 年度までの投資的経費の年平均は 15.68 億円と試算されます。

図表 34 標準財政規模の推移（単位：百万円）



※注釈： 標準財政規模とは、地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。地方自治体の財政規模の比較については、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況にあります。このため、総務省では特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の額で比較することとしており、これを標準財政規模といい、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となります。

図表 35 公共建築物に関わる投資的経費の減少見込み（単位：億円）

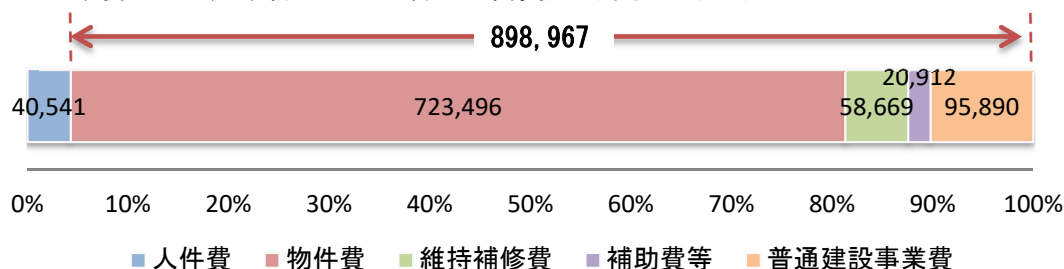


②総量縮減による節減効果

総量縮減による財政面のメリットとして、維持管理費の節減を仮定します。

2014 年度の公共建築物に関わる管理運営費用は、約 9.4 億円となっており、人件費を除くと、約 9 億円となります。仮に公共建築物の総量が 10%縮減すると、管理運営費用についてもその 10%に相当する約 9,000 万円の財源が節減できる見込みとなりますので、ねん出した財源については基金等に積み立てて更新費用に充当するといった運用ができます。

図表 36 2014 年度の公共建築物における管理運営費用（単位：千円）



※2014 年度決算統計の分析により市独自算出

(建築物等の維持管理費として道路・農道・林道は除外、公園施設は計上)

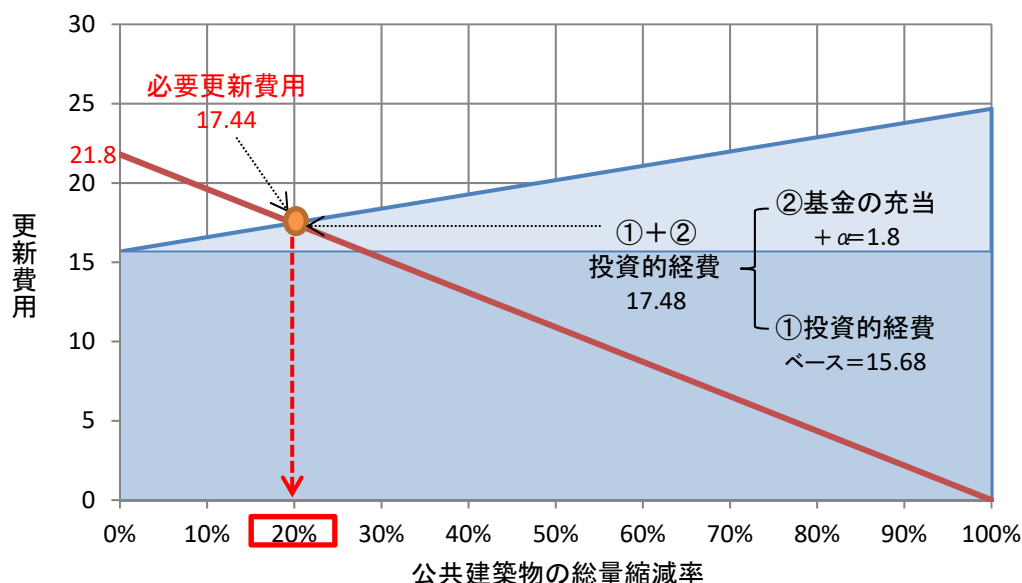
③将来的な更新費用に見合う公共建築物の総量

既存の公共建築物を全て更新するための費用は、図表 23 で試算したとおり、年平均 21.8 億円となりますが、図表 37 の赤線で示すとおり、その総量の縮減割合に応じて減少します。

一方、将来的に充てられる投資的経費は、図表 35 のとおり 15.68 億円に減少すると見込みましたが、②のとおり維持管理費の節減分を更新費用に充てることが可能とすると、公共建築物の総量縮減割合に応じて図表 37 の青線のように増加します。

このことから、将来的な更新費用に見合うように公共建築物の総量を縮減する目安は、必要となる更新費用と確保できる投資的経費が釣り合う約 20%と試算することができます。

図表 37 将来的な更新費用に見合う公共建築物の総量のシミュレーション（単位：億円）



5. 過去に行った対策の実績

本計画を策定以降、効率的・効果的な公共施設等の配置を目指していますが、公共建築物については、固定資産台帳整備後の2017年度末の公共建築物延床面積を基準値とすると、2020年度末時点では延床面積が4.53%減少しています。

図表 38 公共建築物の増減

	2017 年度末	2020 年度末	増減の主な要因
施設数	280	266	・道の駅おおゆ整備(増) ・草木小学校、末広小学校の閉校(減)
延床面積(㎡)	233,003.31	222,449.99	・学校給食センターの統廃合(増・減) ・尾去沢デイサービスセンターの廃止(減)
増減面積(㎡)	(基準値)	△10,553.32	・鹿角花輪駅前観光案内所整備(増) ・毛馬内住宅整備(増)
増減率(%)	—	△4.53	・花輪北小学校と平元小学校の統廃合(減)

※公共建築物やインフラ資産（有形固定資産）は、現世代から将来世代にわたって享受する便益と整理されることから、「行政サービスの提供能力を有しない状態（用途廃止）」となった施設は除却前であっても減とみなす。

6. 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の保有量、将来人口の推移、財政上の現状や見通しを以下のように整理し、これらの基本認識から、人口減少や人口構成、利用実態等の変化に応じて、公共施設等の総量の適正化を進める必要があります。

更に、限られた財源の中で公共施設等の維持・更新を実施し、災害時の備えを損なわない社会基盤の確保によって、安全安心な市民利用に努めるとともに、公共サービスの提供のあり方について検討します。

基本認識 1 公共サービスの再構築（数量面での課題）

人口が減少する一方で、これまでは市民ニーズや社会情勢の変化に対応して公共施設等の数量は増加してきました。今後、公共施設等の保有量は、これまでと比較すると過剰な状況が生じると予想されますので、保有量を適正に保つために利用実態等を見極めたうえで、総量縮減に向けた対策が必要になります。

基本認識 2 生活や災害時の機能確保（品質面での課題）

既に建設から 30 年以上経過している施設も多く、老朽化や機能の劣化が進行するため、施設の品質を適正に保ち、長期的に健全な状態を維持するためには大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することを回避する必要があります。

基本認識 3 維持更新費の確保（コスト面での課題）

少子化に伴う生産年齢人口の減少と地価下落により、市税収入は減少すると見込まれますが、高齢化に伴う社会保障費は増加することが予想されるため、今後は、公共施設等の維持更新のための投資的経費に対する財源が益々不足することが予想されます。一方、老朽化した公共施設等の改修・更新にかかる将来コストは増加することが見込まれますので、新たな財源の確保やコスト縮減が必要となります。

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

基本的な方針を次のとおり定めます。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた個別施設計画（計画期間：2021 年度から 2030 年度）を策定したことを踏まえ、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間としていた計画期間を 5 年延長し、2030 年度までの 15 年間の計画とします。

2. 全庁的な取組体制の構築

全庁横断的な取組体制として、市長を本部長に、各部局長で構成する「公共施設等総合管理計画推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設け、全庁的な調整を図り本計画の推進に取り組みます。

◆関連する計画

- ・第 7 次鹿角市総合計画（計画期間：2021 年度から 2030 年度）

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、公共施設等を市民共有の経営資産と捉え、市全体として最適化を図りつつ、効果的に公共施設等を管理・運営するために、以下のとおり基本的な方針を定めます。

（1）基本方針

基本方針 1 保有施設総量の縮減

公共建築物については、公共サービス機能を維持する方策を講じながら、個別施設計画に基づき、優先度の低い施設については統廃合の対象とすることにより、総量を 15 年間で 7.5%縮減することを目指します。

基本方針 2 長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、役割や機能、特性に合わせた対策方法や優先順位を決定し、重大な損壊が生じる前に予防的修繕を実施することにより、長寿命化を図ることで更新需要を分散します。

基本方針 3 民間ノウハウの活用

公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せた方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、民間ノウハウの更なる活用を進めるとともに、遊休資産については賃貸、売却によって有効活用を図り、優先する施設更新のための費用に充てます。

(2) 管理に関する方針

①点検・診断等の実施方針

施設を継続的に利用するとした施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を効果的に実施します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、診断記録を蓄積して施設の課題と更新の優先度を判断し、長寿命化計画の策定に活用します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の維持管理にあたっては、修繕、更新の機会ごとに既存の周辺施設との複合化や小規模化（減床）、及び設備等の省エネ化等を十分に検討し、イニシャルコスト及び借地料等を含めたランニングコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮します。

維持管理等の運営については、現在行っている指定管理者制度による運営をはじめ、民間施設の活用も含めて効果的、効率的なものとなるよう積極的に検討します。

③安全確保の実施方針

危険度の高い施設で、利用率などの低い施設について、今後も利用などが向上する見込みのない場合においては、原則として統廃合及び取り壊しの対象とします。

危険度の高い施設であっても利用率などの高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、その際においては、周辺施設の利用率、効用などの低い施設を集約するなどの検討を併せて行います。

④耐震化の実施方針

構造部分の耐震性のほか、非構造部分についても、落下などによる被害を防ぐため、安全性（耐震性）についても十分な検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討と耐震化等の措置を講じます。

⑤長寿命化の実施方針

既に策定済みの橋りょうや市営住宅をはじめとした個別の長寿命化計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、個別施設計画に基づき予防的修繕を重視した長寿命化を進めます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の修繕や更新にあたっては、障がいのある方、妊婦や子ども連れの方、高齢者等誰もが安全に利用できるバリアフリーに対応した計画及び設計とし、ユニバーサルデザイン化を推進します。

⑦脱炭素化に向けた施設整備の推進

豊富な再生可能エネルギー資源を持つ本市の優位性を生かし、時勢に先駆けた 2030 カーボンニュートラルの達成を目指していることから、経済性や施設の特性を考慮しながらも、再生可能エ

エネルギー設備の導入及び未更新施設の照明機器LED化、断熱改修などの省エネルギー設備への更新等により、脱炭素化に配慮した施設整備を推進します。

⑧統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止に際しては、公共サービスを提供するための適正な配置と効率的な管理運営を目指します。

供用を廃止する場合の考え方としては、老朽化や市民ニーズとの乖離により、良質なサービスを提供できない施設で代替施設がある場合には供用を廃止することとします。また、現在の規模や機能を維持したまま更新することが不相当と判断される施設については、他用途の公共施設との複合化、転用等の検討を行います。

公共施設等の集約化や複合化等により生じた遊休資産については、他の公共施設への転用や民間への貸付及び売却を推進します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁横断的な取組体制として推進本部のもと、将来のまちのあり方を定めた最上位計画である「鹿角市総合計画」を中心に市の関連計画との整合性を図るとともに、本計画に定める管理に関する方針を予算編成方針の一つに加え、財政負担の軽減や平準化を進めます。

Ⅳ. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に準じ、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め、取り組みを進めます。

1. 公共建築物に関する基本方針

①学校教育系施設

- ・ 学校教育の推進を図るため、少子化による児童生徒の減少を見据えながら、統廃合や通学区域の見直しによる学校の適正規模・適正配置を進めます。
- ・ 児童生徒の安全安心な教育環境を提供するとともに、災害時における地域の核施設としての機能確保を行うため、老朽化の進む学校や給食センターの計画的な整備を進めます。
- ・ 給食センターは統合を基本に、食育の推進体制を充実するとともに、民間委託の継続による業務の効率化を図ります。

②公営住宅

- ・ 入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の統合建替えや廃止を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めます。
- ・ 定期的な点検や予防保全型の修繕を実施することにより、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

◇所管省庁が示す指針等に基づく計画

- ・ 鹿角市公営住宅等長寿命化計画（計画期間：2021年度から2030年度）

③市民文化系施設

- ・ 地域づくり協議会等の活動拠点として、指定管理者制度など官民連携手法を積極的に導入し、市民との共動による管理運営を進めます。
- ・ 老朽化している施設については、利用実態等を踏まえて、他の公共施設等の有効活用を検討するなど効率的な維持管理を進めます。

④社会教育系施設

- ・ 施設の目的、用途を明確にしながら、利用実態等を踏まえて複合化・多機能化を図るとともに、指定管理者制度の導入を含め、専門知識を有する民間運営手法の導入を検討します。
- ・ 地域の特色を生かした魅力的な企画・展示を行い、入館者数の増加を図るとともに、季節条件や入館者数等を踏まえつつ、開館日や開館時間を調整するなど、施設の管理効率の向上を図ります。

⑤スポーツ・レクリエーション系施設

- ・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や市域全体のバランス、集約の可能性などを勘案し、再配置や廃止を検討します。
- ・特定団体などが主たる利用者の場合は、指定管理者制度の導入や無償貸付などの手法により、利用者による管理運営を進めます。
- ・指定管理を更新する場合は、指定管理料の節減を図ります。

⑥産業系施設

- ・産業振興のインフラ施設として、生産や販売活動など地域特性による経済の発展に重要な機能を果たしていることから、市内産業などの動向も鑑み更新を検討していきます。
- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。

⑦子育て支援施設

- ・就学前の集団保育の場を確保しつつ、入園者数の地域間格差の解消を図るなど地域特性を考慮しながら、施設の効率的な運用を進めます。
- ・老朽化している施設については、民間施設との配置バランスを踏まえつつ、再編統合の検討対象とすることにより、適正配置を進めます。
- ・放課後児童クラブについては、待機児童が発生しないよう施設の有効活用を進めるとともに、利用見込み児童数に応じて、民間施設への移行を検討します。
- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により民営化を進めます。

⑧保健・福祉施設

- ・民間により同種のサービスが提供されている場合には、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討します。
- ・必要な支援やニーズに十分配慮しながら、他の公共施設等の有効活用と併せて、より効率的・効果的な施設運営を図ります。
- ・福祉サービスのセンター機能については、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、福祉の増進や社会参加等の支援を総合的に行うため、保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能の集約を図ります。

⑨行政系施設

- ・市民へのサービス水準の質的な維持・向上やデジタル化の進展及び地域振興の推進に配慮しつつ、市全体として効果的・効率的な行政運営を可能とするよう、本庁・支所の機能や役割、適正配置についての見直しを進めます。
- ・消防団施設など防災機能については、消火用機材の格納のみならず、自然災害など地域防災の活動拠点として、自主防災組織など地域と連携しながら、効率的な整備と維持管理に努めます。

⑩公園

- ・大規模な公園施設については、より効率的・効果的な管理運営となるよう、指定管理者制度を継続します。
- ・小規模な街区公園や広場などについては、地域住民との共動・連携による維持管理を進めます。

⑪その他の施設など

- ・貸付施設については、過去の経緯や負担の公平性の観点を踏まえ、貸付料のあり方について検討します。
- ・未利用施設や未利用地については、他の用途での利用について検討したうえで、利用の見込みがない場合については、売却や譲渡のほか、施設については除却を進めます。

2. インフラ資産に関する基本方針

①道路

- ・道路施設の整備については、現況調査に基づき修繕計画を策定した上で、道路施設整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、補修費の平準化を図ります。

②橋りょう

- ・国の道路橋定期点検要領に基づき 5 年に 1 度の頻度で点検及び評価を実施するため、最も効率的な点検業務や低コスト化に資する発注方法を見極めながら計画的に進めます。
- ・各橋りょうの利用状況や劣化・損壊状況、緊急度等の評価結果に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

◇所管省庁が示す指針等に基づく計画

- ・鹿角市橋梁長寿命化修繕計画（計画期間：2019 年度から 2028 年度）

③上水道

- ・安定的なライフラインを構築、維持していくために将来的な人口減少や需要減少を念頭においたダウンサイジングを検討しつつ、施設更新を行います。
- ・大規模災害に備えた施設の耐震化と長寿命化を図るため、修繕履歴の管理による効果的かつ効率的な予防保全を実施します。

◇所管省庁が示す指針等に基づく計画

- ・鹿角市水道事業ビジョン（計画期間：2021 年度から 2030 年度）

④下水道

- ・国が示す 10 年概成の理念に基づき、整備区域を見直し、施設統合や休廃止を検討することで施設の最適化を進めます。

◇所管省庁が示す指針等に基づく計画

- ・鹿角市公共下水道等アクションプラン（計画期間：2014 年度から 2025 年度）
- ・鹿角市生活排水処理整備構想（計画期間：2016 年度から 2035 年度）
- ・鹿角市下水道事業経営戦略（計画期間：2021 年度から 2030 年度）

⑤その他の施設など

- ・地上デジタル放送受信施設のほか、公共施設間のネットワーク化など地域的な情報格差解消のために整備した光ファイバーなどの情報通信基盤については、通信事業者との役割分担により最適な利用環境の維持に努めるとともに、その他社会インフラの普及や利活用の動向などを注視しながら必要な整備を行います。

V. フォローアップの実施方針

この計画の内容については、今後の財政状況や所有する資産などの変化に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

改訂や見直しにあたっては、市議会や市民に対し、市のウェブサイト等で情報提供を行い、意見などを聴取するなど丁寧かつ慎重な対応に努めます。

VI. 「新しい公会計」への対応

公共施設等のマネジメントの実効性を高めていくためには、公共施設等の状況や、施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを正確に把握することが重要です。

このため、固定資産台帳を活用し、保有する公共施設等のコスト構造（減価償却費等を含む）を把握しながら、適切な保有量の調整や、幅広い視点からコスト削減の余地を検討し、本計画による総合的な進行管理の充実と精緻化に活用します。

また、こうした公会計情報を整備することにより、公共施設等の運用に係る期待効果が試算しやすくなり、民間活力の導入可能性を検証することが可能となるため、固定資産台帳と連動した新しい公会計制度による資産管理にあたっては、国の動向も見据えながら、適切な時期に対応していくこととします。